

社長様への知的財産ちよこっとアドバイス 第4回「意匠（デザイン）について」

アルカディア知財事務所

弁理士 ^{かきぎ} 垣木 晴彦

TEL06-6631-0101 FAX06-6631-0801

皆様、今回は、意匠（デザイン）についてお話をしたいと思います。前回お話をしたように技術的な構成に特徴がある場合には、発明として特許権を取得することができますが、そのような技術的な構成に特徴がなくても製品の見た目に従来にない特徴のあるデザインが施されている場合、特許庁に意匠登録出願をして意匠権が取得できると、他人にその意匠（デザイン）をマネされた場合でも、そのマネを禁止でき、場合によっては損害賠償を請求することもできます。特に、皆様が新製品を販売した後に、第三者によってデットコピー品（ほぼ同一の模倣品）が製造・販売された場合、意匠権はこれらのデットコピー品（ほぼ同一の模倣品）の製造・販売を止めさせるための有効な手段の一つとなります。ですから、技術的な特徴はないけれどもデザインとしての特徴がある新しい製品を考え出された場合には、意匠権の取得については是非ともご検討頂ければと思います。具体的には、ゲーム機（例えば、「たまごっち」）、乗用自動車、各種の商品を包装するための容器（例えば、食品用プラスチック製の皿）、ぬいぐるみ、文具類などの様々な製品について意匠権が取得されています。逆に言うと、意匠権がある製品の模倣品を製造・販売すると、意匠権者からその意匠権を侵害するとして警告され、又は訴訟を提起されてしまうことがありますので、十分注意が必要であると思われる。

よくご相談があるのは、取引先が他社の売れ行きのよい製品をもって来て、これと同じ物を製造してくれと言われた場合に、これを製造してもよいかというご相談です。この場合、先ず意匠権や特許権が存在する製品についてこの行為を行うと意匠権又は特許権の侵害となりますので、このような製品を製造すべきではないものと思われます。また、その製品に意匠権や特許権が存在しない場合でも、日本国内で販売された日から3年以内であれば、デットコピー品（ほぼ同一の模倣品）については不正競争防止法に基づいてその販売の中止が認められる可能性がありますので、この不正競争防止法にも十分に注意が必要です。

意匠権を取得する上で一番大切なことは、意匠登録出願する前に、守秘義務を有しない者に公開しないようにすることです。原則としては、前記公開をする前に意匠登録出願をされる方がよいと思われます。但し、意匠権の場合には、特許権とは異なり、例外としてそのデザインの製品を販売しても最初に販売したことを証明してもらえる方に証明書を出してもらえれば、その最初に販売した日から6ヶ月以内に意匠登録出願することによって適法に意匠権が取得できます。この制度を利用することにより、例えばとりあえず販売してみて売れ行きがよい場合に意匠登録出願することができますので、このような出願の仕方も是非ともご検討してみてください。

意匠権は特許権と比べて権利範囲が狭いことが多いため、できれば製造・販売される製品だけでなく、第三者がマネてくると推測できるデザインについても意匠権を取得しておかれると保護がより厚くなるものと思われます。いずれにしても、新しい製品を製造・販売される場合には、この意匠権についても是非ご検討頂ければと思います。